

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

天理市公平委員会

委員長 戸田 忠志

公平委員会規則第1号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年8月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会事務局の項中「教育総務課庶務係長」を「教育総務課総務係長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。